

環境関連法規制等の動き 2012年11月 (2012.9.19～2012.10.23)

1. 法令情報

1-1. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 <政令第251号> (2012. 9. 26公布、10. 1施行)

2012. 5に利根川の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出されました。その原因物質である、ヘキサメチレンテトラミンが指定物質に追加され、合計56物質になりました。指定物質は、公共用水域に排出や地下浸透のおそれがあるときの応急措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15713>

1-2-1. 環境影響評価法第53条第2項の規定に基づき行政指導等であるものを指定した件

<経済産業省告示第222号> (2012. 9. 28公布、同日施行)

1-2-2. 電気事業法施行規則の一部を改正する省令について

<経済産業省令第75号> (2012. 10. 1公布、同日施行)

2012. 10. 1 から風力発電事業が環境影響評価法の対象事業となります。-1は施行前に条例等の手続きを進めていた案件については経過処置があり、本告示では該当する書類が指定されました。-2は関連する題記法令について、風力発電事業に係る騒音、振動、水質、動植物などに関する簡易な環境アセスの方法が新たに規定されました。

<参考>経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2012/09/240928-1.html

<参考>経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2012/10/241001-1.html

1-3-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 <政令第241号> (2012. 9. 20公布、2013. 4. 1施行)

1-3-2. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令<厚生労働省令第143号> (2012. 10. 1公布、2013. 1. 1施行)

インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物が、特定化学物質第2類、譲渡又は提供時に名称等の表示対象、製造・取扱業務は健康診断を行うべき有害な業務（エチルベンゼンは塗装作業のみ、コバルトを触媒として用いる作業は除外）に追加されました。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002jnxc.html>

1-4. 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件

<厚生労働省告示第546号> (2012. 10. 10公布)

癌等の健康障害の恐れがある物質に、2-アミノ-4-クロロフェノール (CAS登録番号95-85-2) と1-ブロモブタン (同109-65-9) が追加され、合計28物質になりました。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T121010K0030.pdf>

1-5-1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第245号> (2件共、2012. 9. 21公布、10. 1施行)

1-5-2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第131号>

1-6-1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第242号> (2件共、2012. 9. 20公布、同日施行)

1-6-2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第130号>

5の改正では、5物質が毒物に、5物質が劇物に指定されました。

6の改正では、1物質が毒物の指定から、1物質が劇物の指定から除外されました。

<参考>厚生労働省ホームページ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti.html>

1-7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の13の規定に基づき、広域的処理に係る特例の

対象となる一般廃棄物の一部を改正する件 <環境省告示第134号> (2012. 9. 21公布、同日施行)

広域認定制度は製造事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の工程に関与する制度です。本改正は、従来からの対象のバッテリーやパーソナルコンピューター等に、廃乳母車・廃乳幼児用ベッド・廃幼児用補助装置が追加され、13品目になりました。2012. 3. 15の意見募集時に含まれていた、廃衣類等は意見を反映して今回追加が見送られました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15712>

1-8-1. 消防法施行令の一部を改正する政令 <政令第262号> (3件共、2012. 10. 19公布、2013. 4. 1施行)

1-8-2. 消防法施行規則等の一部を改正する省令 <総務省令第91号>

1-8-3. 消防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示 <消防庁告示第12号>

2012. 6. 27に消防法の一部を改正する法律が公布されました。改正内容は、雑居ビル等の建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者の選任義務や消防機器の検定方法等について新しく定められました。本改正は関連法改正で運用についてさだめられました。

<参考>消防庁ホームページ

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2410/241019_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

2. 一般情報

2-1. 「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定について (2012. 9. 28環境省)

2010年発行の題記戦略に対し、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、昨年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的として改訂されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15758>

2-2. 地球温暖化対策のための税の施行について (2012. 10. 1環境省)

題記税が2012. 10. 1から3段階で施行されます。全化石燃料に対して最終の2016. 4にはCO₂排出量1トン当たり289円(石油では1キロリットル当たり760円)が課税されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15769>

2-3. 使用済家電製品の不法輸出防止のための行政指導・取締の徹底について (2012. 9. 28環境省)

環境省の地方環境事務所の調査で8月に、環境大臣による確認がされていない、廃棄物に該当する使用済家電製品(家電リサイクル法対象のエアコン、洗濯機)が混在している金属くずの不法輸出未遂事例がありました。環境省では、地方環境事務局へ事務連絡を発出し、指導・取締の徹底を要請しています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15762>

2-4. 使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について(第2次答申)について (2012. 10. 9環境省)

題記について中央環境審議会会長から環境大臣へ答申されました。次世代自動車や超硬工具等の状況、当面の対応策、中長期的方向性についてまとめられています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15803>

2-5. 2012年度ウォームビズ(第1報)について (2012. 10. 2環境省)

今年度も11月1日から3月31日までをウォームビズ期間と定め、オフィスや家庭でできるウォームビズについて、環境省より展開されています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15780>

2-6. 平成25年度環境研究総合推進費における新規課題の募集について (2012. 10. 4環境省)

題記公募が11.4まで行われています。廃棄物処理や循環型社会進科に関する研究で、技術水準向上や汎用性・経済効率性が優れ実用化が見込まれる技術の開発等が対象で、審査により補助金が交付されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15786>

以上